

部活動等における生徒の交通安全指導について

部活動において、生徒が対外試合などで校外の会場等に、自転車を使用して移動する際は「生徒の安全確保」のために、下記の事項を指導しております。

つきましては、ご家庭でも、同様の指導をしていただくよう、ご理解、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

- (1) 安全な経路を通行し、自転車安全利用五則の励行をするよう、指導をしています。

自転車安全利用五則

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外 | 2. 車道は左側を一列で通行 |
| 3. 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行 | 4. 安全ルールを守る |
| 5. ヘルメットを着用 | |

- (2) 安全確保のため、ヘルメットの着用を義務付けております。家を出る時に、ヘルメットを着用しているか、ご確認をお願いします。

- (3) 万が一の場合の備え、自転車保険の加入を推奨します。

※千葉県自転車条例でも定められています。